

# American Express® Card Regulations

## 規 定 集

---

旅行傷害保険補償規定

ショッピング・プロテクション®補償規定

リターン・プロテクション規定

グローバル・ホットライン規定

(よくお読みいただき、大切に保管してください)



アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.  
〒167-8001 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号

(本規定は金融機関提携のアメリカン・エクスプレスの  
カードにも適用されます)

# 旅行傷害保険補償規定

## 補償を受けられる人(被保険者)

この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様、配偶者様、およびカード会員と生計を共にするご家族®となります。

※ご家族とは、カード会員の配偶者、家族カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族をさします。親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。

※カード会員様のお子様・ご両親などがお勤めされている場合、生計を共にする家族とならない場合があります。

## 補償される場合

(国内旅行の場合)

国内を旅行中<sup>(※1)</sup>における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具<sup>(※2)</sup>に搭乗中の事故、ご予約の上、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

(※1) 旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。以下のような場合は旅行とはみなされません。

・通勤、通学中の事故

・日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など

(※2) 公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。

・電子マネーのチャージ代・デビット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代 など。

(海外旅行の場合)

ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージ・ツアーの料金をお支払いになられた場合、海外旅行(カードで前述の料金をお支払いいただいた旅行に限ります。)を目的にご住居(日本国内)を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時(24時)までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国した翌日から90日後の午後12時(24時)を限度とします。また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者の公共交通乗用具のチケットの料金をカード会員がカードでお支払いになった場合も、その購入のときからご住居にお戻りになるまでの最長90日間補償されます。※公共交通乗用具およびチケット料金の定義は、国内旅行の場合と同様です。

## 事故にあわれたら

事故の日から遅滞なく下記通知先までご連絡ください。

<国内での事故通知先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586 / 通話料無料9:00~17:00(土日祝休)

(書類のご返送先 / 引受保険会社)

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2

中野セントラルパークサウス5階

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本店専門保険金サービス部

<海外での事故通知先>

「グローバル・ホットライン」センターにご一報ください。保険金請求の手続きをお手伝いいたします。「グローバル・ホットライン」センターの電話番号はアメリカン・エクスプレスのウェブサイトをご覧ください。メンバーシップ・サービス・センターまでお問い合わせください。

\*当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

\*本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款及び特約の規定に基づきます。

旅行傷害保険のお支払いに関して (注) 配属者、カード会員と生計を共に

する親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は最高1,000万円の補償となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
国内旅行	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)</b> 注 急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金 (注) 死亡保険金の総	額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または被保険金受取人の故意による傷害。</li> <li>●ケンカや自殺行為、犯罪行為による傷害。</li> <li>●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害</li> <li>●国内旅行傷害保険においては、地震・噴火または津波による傷害。</li> <li>●被保険者の疾病、または心神喪失による傷害。</li> </ul>
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)</b> 注 急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度傷害後遺障害 (注) ただし、保	度に応じて、後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。保険金額×3~100%=傷害後遺障害保険金の保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。</li> <li>●無免許・酒酔運転による傷害。</li> <li>●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。</li> <li>●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。</li> </ul>
海外旅行	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)</b> 注 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金 (注) 死亡保険金の総	額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。</li> <li>●無免許・酒酔運転による傷害。</li> <li>●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。</li> <li>●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。</li> </ul>
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)</b> 注 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度傷害後遺障害 (注) ただし、保	度に応じて、後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払額は傷害死亡・後遺障害保険金額が限度と	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または被保険金受取人の故意による病氣。</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病氣。</li> <li>●頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。</li> <li>●歯科疾病</li> <li>●旅行前にすでに発病していた病氣</li> </ul>
補償の対象となる海外旅行の期間が最長90日となっております。	<b>傷害治療費用保険金 (最高100万円)</b> 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・開始した日)か実に支出し、治療費用を保	病氣につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始する日を含めて180日間に要した金額のうち現かつ引受保険会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病保険金額額の範囲内でお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による病氣。</li> <li>●旅行前にすでに発生していた病氣</li> </ul>
	<b>疾病治療費用保険金 (最高100万円)</b> ①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病した場合は旅行中に原因が発生したものに限りです。 ②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回歸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫病、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。	①治療・入院により必要限度とし(注1)日本国が医療(注2)海外直接(注3)日本国から支払分、ま度によれない(注4)お支払い	病氣につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始する日を含めて180日間に要した金額のうち現かつ引受保険会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病保険金額額の範囲内でお支払いします。入院治療費など②入院または通院のための交通費③入要となった国際通信費・身の回り品購入費(20万円をす。ただし、身の回り品購入費については5万円限度)。内で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者欄欄に直接支払う費用をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による病氣。</li> <li>●旅行前にすでに発病していた病氣</li> </ul>
<b>賠償責任保険金 (最高3,000万円)</b> 海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。 なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできません。が、以下の場合はお支払いします。 (イ) ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ロ) 住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ) レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故によることによ(注) 賠償金します。	つき賠償責任保険金額を限度として会員が負担するに於ては法律上の損害賠償金をお支払いします。額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要と	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心神喪失に起因する事故。</li> <li>●航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。</li> <li>●会員の所有・使用・管理による不動産に起因する事故。</li> <li>●会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。</li> <li>●職務遂行に直接起因する事故。</li> <li>●親族に対する事故。</li> </ul>	
<b>携行品損害保険金 (免責金額3,000円) / 1旅行中最高30万円 / 年間限度額100万円)</b> 海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破壊、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 (注) 現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類類本、設計書、図案、帳簿その他これに準ずる物などは対象となります。	携行品1個は修繕費の保険金額を鉄道・船舶券に再取得公館所在地手数料をお支払い(注) 1回の自身で	または1対について10万円を限度として時価額またはいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品もって保険期間中1年間の支払いの限度とします。の乗船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行については5万円、バス乗りの損害については旅費用または渡航書の取得費用として最寄の在外へ赴く被保険者の交通費、領事館に納付した再発および通信費を1回の事故について5万円を限度とし、事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)はご負担していただきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共団体の公権力の行使(TSA*)など*Transportation Security Administrationテロ防止のために機内預りのスーツケースなどが、公権力の行使により開けられた際の損害など。</li> <li>●携行品の瑕疵または自然の消耗。</li> <li>●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難。</li> <li>●被保険者本人以外が所有する携行品の損壊(借用物や預り品など)</li> <li>●山岳登山およびハングライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。</li> <li>●液体の流出。</li> <li>●外來の事故に起因しない電気的事故。</li> <li>●携行品が居住施設内にある間に発生した事故。</li> </ul>	
<b>救護者費用保険金 (保険期間中最高200万円)</b> 海外旅行中に①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認できず後に発生した費用は対象になりません。②傷害による、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。③病氣により死亡された場合。④発病した病氣がもたらした旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限りです。⑤発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、の費用を救とは、海外救護者3名まで(注) 1回の自身で	被保険者またはその法定相続人が支出した次援者費用保険金額の範囲内でお支払いします。現地における事故発生地または取寄先を指します。助費用②現地との国際航空運賃および交通費(救で)③現地および現地までの行程におけるホテルの客室料(救護者3名まで、1名につき14日分からの移送費用)④渡航手続費および現地での諸円限度、入院治療に伴う諸雑費として傷害または費用保険金が支払われるべき費用は除きます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または被保険金を受け取るべき者の故意による事故。</li> <li>●危険な運動による事故。</li> <li>●無資格運転、酒酔運転・麻薬など使用中に生じた事故(無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます)。</li> </ul>	

本規程の内容は2018年7月現在となります。

# ショッピング・プロテクション補償規定

カード会員であるあなた(以下「あなた」といいます。 )には、アメリカン・エクスプレスのカード(以下「カード」といいます。 )を使って購入した商品(以下「商品」といいます。 )の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険がきます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの<ショッピング・プロテクション>全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。 )とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.(以下「アメリカン・エクスプレス」といいます。 )が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

## 補償を受けられる人

この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エクスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。(ご注意)この保険は、商品についての他の保険(以下「他の保険」といいます。 )でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス保険ホットラインまでご通知ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

## 特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパン日本興亜の書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパン日本興亜の承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

## 補償期間

この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から90日間の損害について補償されます。

## 補償の限度

損保ジャパン日本興亜が補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品購入代金を限度として修理代金実費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパン日本興亜の補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それぞれが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただし、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。

## この保険による補償の対象とならない主な場合

- 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
  - 会員または保険金を受取る方の故意
  - 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
  - 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
  - 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかしいわゆる不良品)に起因する損害
  - 置き忘れ、紛失に起因する損害
  - 運送中の破損損
- 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
  - 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などあらゆる種類のチケット、その他これらに類するもの
  - 動物および植物などの生物
  - 船舶<sup>(注1)</sup>、航空機および自動車<sup>(注2)</sup>ならびにこれらに装着されている状態の付属物(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。  
(注2) 自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。  
d.被保険者の詐欺行為によって取得した商品

- 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
  - 商品の誤った使用によって生じた損害
  - 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
  - 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
  - 保険の対象の電氣的・機械的事故
  - 商品以外の費用(商品購入に付帯して生じた配送費など)
  - 合計カード購入金額が1万円以下の場合その他、補償内容の詳細についてはアメリカン・エクスプレス保険ホットライン【0120-234586/通話料無料/9:00から17:00/土日祝休】までお問い合わせください。

## 損害発生の際の補償請求などについて

- 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス保険ホットライン(0120-234586/通話料無料/9:00から17:00/土日祝休/引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に連絡をとり「保険金請求書」を入手するとともに、手続きについてお問い合わせください。
- 損保ジャパン日本興亜より送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類(罹災証明、盗難届出証明、修理見積書あるいは請求書など)を添えて損保ジャパン日本興亜に遅滞なくご提出いただくことが必要です。
- 損保ジャパン日本興亜は必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパン日本興亜の指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパン日本興亜の負担とします。また、損保ジャパン日本興亜は現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

## 代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパン日本興亜がこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパン日本興亜は損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

## 損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生防止および軽減に努めなければなりません。

## 準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員が損保ジャパン日本興亜に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。

\*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約条項の規定に基づきます。

## <事故のご連絡先>

### アメリカン・エクスプレス保険ホットライン

0120-234586(通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)

(書類のご返送先/引受保険会社内)

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス5階

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本店企業保険金サービス部

本規程の内容は2018年7月現在となります。

# リターン・プロテクション規定

## 1. 概要

アメリカン・エキスプレス(以下「当社」)のカード(以下「カード」)会員(以下「会員」)の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金の全額を支払って購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。

このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けられない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。当社は、商品の購入金額、海外利用の場合はお支払いをいただいた日本円相当額をカード会員口座に払い戻します(現金での払い戻しはいたしません。)(1商品につき最高3万円まで、1会員口座(家族カードも含む)につき年間最高15万円まで)。

## 2. サービスを受けられる人

このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

## 3. 重要事項

- (1) このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
- (2) このサービスは、当該商品についての他の保険・保証などが適用されない場合に利用できます。小売店から購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が保証される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
- (3) 会員から当社に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転することを、会員は予め承諾するものとします。
- (4) このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。

## 4. サービス対象期間

このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けられない場合に、購入日(通信販売の場合は、商品受領日)から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出る必要があります。

## 5. 払い戻しの限度

払い戻しは、1商品につき最高3万円まで、1会員口座(家族カードも含む)につき年間(1月1日～12月31日申請日を基準)最高15万円相当までとし、5千円相当未満の購入金額の商品に対しては適用されません。

## 6. 対象商品

対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限ります。(故障・損傷等欠陥のある商品は対象となりません。)商品はアメリカン・エキスプレスのカードで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

## 7. 適用対象外となるもの

- ・動物および生きている植物
- ・同じものが二つとない商品(骨董品、美術品、特注品、名入れた品および毛皮を含む)
- ・全額をカードで支払っていない商品
- ・閉店セールの商品
- ・消耗品および生鮮食品
- ・貴金属および宝石
- ・サービス(取付費用、保証料、送料、または会費など適用対象商品を補助するものを含む)
- ・希少硬貨
- ・使用済み、組立て済み、および修繕済みの商品
- ・携帯電話
- ・自動車、オートバイ、モーターボート等、原動機で動く乗用具、その部品及び付属品(カーナビシステム、AV機器等)

- ・土地および建物
- ・有価証券(約束手形、切手、および旅行小切手等)
- ・現金、現金同等物、およびチケット類
- ・オーディオ、ビジュアル、およびパソコン等のソフトウェア、オンラインコンテンツ、書籍
- ・ヘルスケア商品
- ・家、事務所、乗り物に恒久的に取り付ける商品(車庫開閉装置、車の警報装置等)

## 8. 補償請求方法

払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。

- (1) まず、申請用紙を請求して下さい。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、リターン・プロテクション係0120-090151(通話料無料9:00～17:00/土日祝休)までご連絡ください。折り返し申請用紙をお送りいたします。
- (2) 申請用紙に必要事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類等を添付して30日以内にご返送ください。
- (3) 当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、30日以内に商品を当社の指定先にご返送ください。その際は、郵送/配送受領証などは大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の配送手数料および返送料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) 当社より会員のカード会員口座に第5条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻した金額は、その範囲内で他のカード利用代金等と相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

## 9. その他

- (1) 当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供することがあります。
- (2) 本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
- (3) 当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更する事ができるものとします。

# グローバル・ホットライン規定

## サービスの名称

この規定に基づき提供されるサービスは、アメリカン・エクスプレス・カード会員に提供される「グローバル・ホットライン」と称し、これらを以下「サービス」と言います。

## サービスの対象

この「サービス」は、日本在住の日本円で支払いをされる基本カード会員および家族カード会員に対して提供されます。また、日本国外を旅行される上記のカード会員に同行されるご家族(配偶者、お子様など生計を共にする親族。「生計を共にする」とは、健康保険証を共用しているか、税法上扶養関係にあること。)にも提供されます(以下「有資格者」とします)。カード会員もしくは旅行中のカード会員に同行する有資格者がこのサービスを利用するには、カード会員のアメリカン・エクスプレスのカードが有効であることが条件となります。

## サービスの概略

この「サービス」は、カード会員および有資格者なら海外で日本語により、24時間365日いつでも、フリー・ダイヤルもしくはコレクト・コールで世界のほとんどの国でご利用になれます。

この「サービス」は、地域により、アメリカン・エクスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(EAJ)によって提供されます。

サービスの詳細は、次のとおりです。

### ● 旅行関連サービス

- ・航空券の予約、発券の手配、予約の再確認、変更
- ・ホテルなど宿泊施設の紹介、予約、取消
- ・レンタカー/リムジン・サービスの案内、予約、取消
- ・ローカル・ツアーの案内、予約、取消

### ● レストランの案内、予約、取消

### ● ゴルフ・コースの案内、予約、取消

### ● 主要都市でのミュージカル等のチケットの案内

### ● 天気予報

### ● パスポート、査証、予防接種等についての案内

### ● 最寄りの日本大使館、領事館の案内

### ● カード紛失・盗難の処理、再発行の手続き

### ● パスポート、所持品の紛失・盗難時のサポート

### ● フラワー・デリバリー・サービスの手配

### ● その他のカードに関する問い合わせ

### ● 電話による簡単な通訳サービス(ビジネス等の場合を除きます。)

### ● 通訳派遣のアレンジメント

### ● 緊急メッセージの伝言サービス

### ● 医師、歯科医、病院、弁護士を紹介

### ● カードに付帯される海外旅行傷害保険の保険金請求のお手伝い

## サービスご利用の場合の条件と制限事項

- <グローバル・ホットライン>センターへフリー・ダイヤルまたは、コレクト・コールをされる際には、カード会員番号が必要です。前もってご用意ください。また、連絡のための電話番号、正確な所在地も必要です。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材、サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細につきましては、メンバーシップ・サービス・センターまで0120-020120(通話料無料)、海外からは81-3-3220-6100(コレクト・コール)へお問い合わせください。
- 電話による簡単な通訳サービスは、カード会員がその場にいる事が前提条件となります。メッセージの伝言サービスにはご利用いただけません。
- メッセージの伝言サービスは、緊急の場合、または何等かの理由で電話連絡がとれない場合などに限らせていただきます。また、業務上のご連絡には利用いただけません。
- アメリカン・エクスプレスは「グローバル・ホットライン」あるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為については責任を負いません。

- 海外旅行傷害保険の適用には、公共交通乗用具のチケットあるいは、パッケージツアーをアメリカン・エクスプレスのカードで購入されたことの証明が必要となります。売上票のお客様控えを大切に保管してください。
- 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定のサービスは提供できません。
- 本規定が定めるサービス内容は予告なく変更される場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- トールフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金コレクトコールやフリーダイヤルが利用できない場合は、会員様のご負担となりますのでご了承ください。